

経 濟 04-01	きんゆうきかん 金融機関（銀行・郵便局等）のこと教えてください	
すること	相手	その 内 容

## 1 口座を作ることやキャッシュカードのこと

	金融機関	手 続 き	その他（紛失など）
こうざ 口座開設 (取引開始)	郵便局 銀 行 信用金庫 農 協  その他の 金融機関	<p>1 各金融機関の店頭窓口で口座開設するのが一番安心・安全 (そのことを銀行取引開始といいます) 年齢制限は特にありません</p> <p>2 持参する書類 1) 本人確認ができる書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等) 事前に金融機関に問い合わせてください</p> <p>2) 届出印（銀行印） 手に入りやすい印鑑は偽造されることがあります。少し高額になんかも、銀行用の印鑑を用意します。</p>	<p>1 通帳の紛失や盗難事故にあった場合 各金融機関の相談センターに連絡して取引を停止してもらいます。</p> <p>そのためには 自分の口座番号や相談センターの連絡先をメモしておくと便利 (あなただけの連絡先一覧)</p> <p>取引停止後の再開には改めての手続きが必要です</p>
キャッシュカード 発 行	郵便局 銀 行 信用金庫 農 協 その他の 金融機関	<p>1 口座開設時に発行手続きをすると便利です。(年齢制限はありません)</p> <p>2 キャッシュカードを利用すると現金自動支払機（ATM）から現金を引き出せます</p>	<p>1 暗証番号（キャッシュカード） 4桁の暗証番号が必要ですが、1), 2) の特定されやすい危険な番号を設定しないように 1) 自分の生年月日 2) 同じ数字の4桁など</p>

## 2 キャッシュレス決済について

現金を使用せずにお金を払う手段が増えてきています。  
いろいろありますが、プリペイドのものやデビットカードは使いすぎの心配がありません。



「消費者庁イラスト集より」

種 類	発行元	特 徴	備 考
プリペイド (前払い)	交通機関 スーパー コンビニなど	事前に入金（チャージ）したカードを機械で読み取って支払います。 その金額内で使用するため、使いすぎる心配がありません。	利用できる店舗が限られています

クレジットカード (後払い)	カード会社 銀行系、信販系、流通系など	その場で代金を支払うことなく、商品やサービスを受け取れます。 後日、カード会社に代金を支払うので、使える範囲で使う必要があります。	幅広く使えますが、借金であることを忘れないようにしましょう。 特にリボ払いの利用はやめましょう。
デビットカード (即時払い)	キャッシュカードを発行する金融機関 *クレジットカード会社のものもあります。	自分の銀行口座と連動させたカードを機械に読み取らせて支払います。代金が銀行口座から即時に引き落とされます。	利用できる店舗が限られています
スマートフォン決済		アプリを利用し、スマホをタッチしたり、バーコードやQRコードを使ったりして支払います。 前払いなどの払い方は設定次第です。	前払いがおすすめです。

### 3 銀行等の金融機関での「給与受取り・公共料金支払」について

「給与受取り」と「公共料金支払」は銀行等の金融機関の基本的なサービスです

#### 1) 「給与受取り」について

ほとんどの会社は給料を銀行等に振り込みます。あなたの会社もそうですね。

就職するときは「給与受取り」用の口座を用意してください。

#### 2) 「公共料金支払」について

電気・ガス・水道・NHK受信料などの公共料金や国民健康保険料・国民年金などの支払はコンビニエンスストアでも支払えますが、毎月忘れずに支払うのは大変。

そんな時は自動支払サービスである口座振替（自動引き落し）が便利です。銀行や役所で手続きをすれば、あなたの通帳から毎月自動的に支払われます。払い忘れがありません。

通帳にはガス料金の支払や水道料金等の支払の種類と金額が記入されますので口座振替用の口座を一つにしておけば通帳が家計簿に早変わりします。

とても便利なので銀行やガス会社、電力会社、区役所に相談してください。

支払いをついつい忘れると電気やガスが止められることがあります。

私が訪問している家庭でも目の前でガス会社の社員が玄関前にあるガス栓を閉じていました。

ガス料金の滞納があったからです。すぐに料金を払うよう助言しましたが、2日間ガスが止まつたそうです。その間料理ができず風呂にも入れなかつたとボヤいていました。

銀行等の「公共料金支払い」で安心した生活を送りましょう。

銀行などの通帳、届出印、カードは大切に保管してください

1 盗難や紛失したときはすぐに連絡し取引を停止します

2 公共料金は銀行等の口座から自動支払いにすると便利です

経 濟 04-02	けいやく 「契約」とは何ですか。契約の注意事項も教えて
けいやく 契約とは	<p>社会生活では、アパートの入居や車の購入、ダイエット商品購入などお金のやり取りをすることがたくさんあります。これらをすべて「契約」といいます。</p> <p>けいやく ほうりつてきこうそくりょく やくそく 「契約」とは法律的拘束力を持つ約束のことです。 「法律的拘束力」とは契約した相手が約束を守らない場合 さいばんしょ きょうせい に裁判所が強制的に約束を守るようにするものです。</p>  <p>「消費者庁イラスト集より」</p> <p>たとえば、あなたが車の販売店と車の「売買契約」をした場合は、会社は必ず、あなたが指定した車を期日までに納める義務がありますし、あなたは約束したお金を期日までに支払う義務があります。電気、ガス、水道など生活上のものも「契約」です。約束を守らないと裁判所が約束を守ることを強制（差押等）します。</p>
18 歳で契約 できる	<p>2022年4月から、民法改正で成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたので、18歳から契約が可能になりました。うれしい反面、責任が重くなりますので十分注意してください。</p>

社会に出ると、いろいろな勧誘を受けてついつい不必要な買い物をしてしまうことがあります。「契約」すると必ずお金を払う義務が生じます。

じっくり、ゆっくり考えて「契約」してください。  
また、契約書はよく読んで必ず保管してください。



経済 04-03	<p>こうにゅう 友人が車を購入するので「保証人」になってくれと頼まれました どうしたらいいのでしょうか</p>
友人が車を購入します	<p>友人が高額なスポーツカーを買う予定です。何百万円です。ローンで支払う予定ですが保証人が必要です。</p> <p>あなたは友人から保証人になってくれと頼まれました。 あなたは今年18歳（成人）になりました。 さあ どうしましょうか。困った。困った。</p> 
保証人とは何ですか	<p>お金を借りた人がお金を使わなくなつて自己破産したとき、または行方がわからぬいため連絡が取れないときなどはお金を借りた人は支払いができなくなります。その場合は一切の支払いの責任を「保証人」が肩代わりします。</p>
連帯保証人は何ですか	<p>「連帯保証人」には「お金を借りている人と同じ義務」があります。「保証人」はお金を借りている人がどうしても払えないときに支払い義務が生じますが、「連帯保証人」は常に支払いの義務があります。お金を借りている人より先に請求されることもあります。</p> <p>そのため保証人・連帯保証人は「人的担保」と呼ばれています。それは お金を借りた人に代わり、お金を払う義務があるからです。</p>
あなたが友人に「保証人」になることを依頼するとき	<p>逆に、あなたに保証人が必要になり友人に依頼する場合です。たとえば、アパート入居の保証人や就職時の保証人です。そんな時は保証人になつてくれた友人に対して誠心誠意感謝すべきです。断られて当たり前だと思ってください。それだけ「保証人」や「連帯保証人」はリスクがあるからです。</p>

## アドバイス

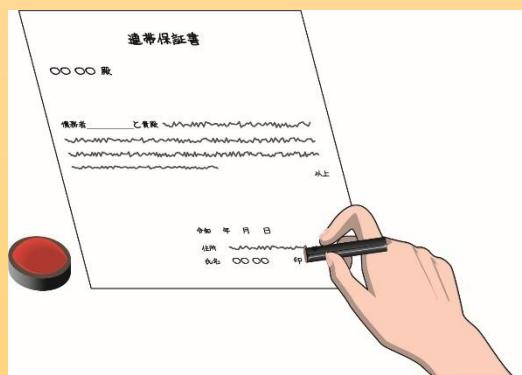
1 保証人になることは「自分が借金をする」とこと

同じだと思って契約書に印鑑を押してください

「絶対大丈夫」はないです

2 友達との関係も大切ですが自分の生活と将来はもっと大切です

大人と相談するなどしてよく考えてくださいね



経 濟  
04-04

キャッチセールスでエステティックサロンとの高額な  
けいやく  
契約をして困っています。どこに相談したらいいの。

こういん  
強引な  
かんゆう  
勧誘

駅前で、アンケート調査を装っていましたが、その足で事務所に連れて行かれて勧誘を受けました。断ることができず、つい契約をしてしまいましたが数十万円の契約です。支払いができなくなりました。

しゃかいいけいん  
社会経験が浅く、だまされる手口をあまり知らない若者がねらわれます。街角で強引に誘われたり、知らない人なのに親しげに話してきたりする電話勧誘。

もう  
簡単に儲かるといったうまい話は絶対ありません。

さそ  
くれぐれも誘いにのらないでください。



あくしつしょうほう  
悪質商法  
の種類

かくうせいきゅう 架空請求	身に覚えのない利用料を請求するメールを送り付け連絡してきた人をおどしてお金の支払いを強要します
ワンクリック請求	携帯電話やスマホでインターネット接続し、画像などをクリックしただけで会員登録になってしまい高額な料金を請求されます。
つうはん インターネット通販	他より安いサイトを見つけ注文したところ、「商品が届かない」「ニセモノが届いた」など。(有名ブランドの財布・バッグなど)
じょうほうしょうざい 情報商材	SNSで見つけた副業サイトに「簡単に稼げる」とあり、稼げる方法を記載した情報商材を購入したが、全くもうからない。
まるちしおほう マルチ商法 (連鎖販売取引)	契約して会員になり、友人などを勧誘して新たに加入させると紹介料やマージンが入る仕組み(健康食品・化粧品などが多い)。人を誘うとあなたも加害者になる可能性があります。
訪問販売	「電気の点検だ」と訪問され、検針票を見せるよう言われて見せただけで、勝手に電力会社を変更させられた。
エステティックサロン	友達の紹介で契約。その後、次々と新しい契約をさせられ、多額の支払いが必要となります。解約しようとしても連絡が取れません。

困ったときの相談先

消費生活センター

(消費生活センター) 電話 052-222-9671 月～土曜日（祝休日、年末年始除く）  
\* 日曜、祝休日は「消費者ホットライン188（局番なし）」  
じょうひせいかつそうだん きんゆうしうひん  
消費生活相談、金融商品・高齢者悪質商法110番、架空請求ホットダイヤル、サラ金・多重債務特別相談  
あくしつしょうほう ひがい  
消費生活センターでは、悪質商法の被害やその他消費生活に関する相談を無料で受けています。困ったらすぐに相談してください。



経済 04-05	<p>スマホを使った詐欺にあいました。 これからどんなことに注意すればいいでしょうか</p> <p>スマホは、とても便利なものでほとんどの人が持っているので、そのことにつけこんだ詐欺も多くなっています。</p>
フィッシング 詐 欺 サポー ト 詐 欺	<p>SMSなどから偽サイトにサイトに誘導し、ログイン情報やパスワードなどを入力させ、盗み取り、悪用する手口です。</p> <p>「ウイルスに感染しました」などの嘘の警告画面などで驚かせ、料金をだましとる手口です。</p> <p>これらの手口にだまされる人の話をよく聞きます。</p> <p><b>心あたりのないメッセージには返信してはいけません。 だまされないように気をつけましょう</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 知らない人からの電話や送られてきたメッセージは無視するのが基本！</b> 個人情報を盗み、お金をだまし取ろうとしています。だまされないためには、知っている番号以外は無視、クリックしないでそのまま削除します。</li> <li><b>2 IDやパスワードの管理はしっかりと</b> アカウントが乗っ取られたり、個人情報を盗まれたりし、悪用されます。むやみに他人に教えたり、誕生日などを設定したりしないようにします。</li> <li><b>3 OSやアプリは最新の状態で使います（アップデートして使う）</b> アップデートせずに、SNSなどを使用するとセキュリティがうまく動作しないことがあります。こまめにアップデートをして最新の状態で使います。</li> </ol>
だまされない ために	<p><b>身に覚えの無い請求にお金を支払ってはいけません。</b> 請求があっても本当に払わなくてはいけないのか確認してください。 お金を支払ってしまった場合は警察や消費生活センターへ相談してください。</p> <p>詳しくは<b>経済04-04</b>と困ったときの相談先-警察署の案内09-07を参考に。</p>
お金は 払 わない	
困ったと きの対応	

## 詐欺から身を守るために

- 簡単に個人情報（名前、住所、連絡先など）を教えません。**
- 困ったときは、そのままにせず必ず相談しましょう。**



「消費者庁イラスト集より」